

議案第 59 号

小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成 24 年小田原市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「第 6 号」を「第 8 号」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「もの」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 2 号中「土木工学科又はこれ」を「機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「第 6 号」を「第 8 号」に、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「もの」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 3 号中「以下」の次に「この号及び次条第 1 号において」を、「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号並びに次条第 1 号、第 2 号及び第 4 号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 8 号中「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の次に「（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 10 号とし、同条第 7 号中「若しくは第 2 号」を「から第 6 号まで」に改め、「及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程」及び「又は学科目」を削り、「年数以上水道」を「最低経験年数以上水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号中「1 年以上、」を「2 年以上、」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道等」に改め、「もの」の次に「（第 1 号卒業者にあつては 1 年以上、第 2 号卒業者にあつては 1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「中等教育学校」の次に

「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第５号とし、同号の次に次の１号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。）

第３条第３号の次に次の１号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。）

第３条に次の１号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であつて、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。）

第４条第１号を次のように改める。

- (1) 前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者。次号、第４号及び第５号において同じ。）については５年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第４条第２号中「又は第４号」を「又は第５号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に改め、「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」及び「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者。第４号において同じ。）」を削り、「同条第４号」を「同条第５号」に改め、同条第４号中「又は第４号」を「又は第５号」に、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に改め、「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」を削り、「同条第４号」を「同条第５号」に改め、同条第５号中「第２

号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、「（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）」を削り、「年数」を「最低経験年数」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了している者は、この条例による改正後の小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

（小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例（平成31年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の」を削り、「第3条第8号」を「第3条第10号及び第4条第7号」に改める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

水道法施行令等が一部改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の要件に関する基準の緩和等が図られたことに伴い、本市が経営する水道事業におけるこれらの要件について所要の措置を講ずるため提案するものであります。